

鳥取県生活衛生営業振興事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県生活衛生営業振興事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、公益財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター又は生活衛生同業組合（以下「生衛団体」という。）の行う生活衛生関係営業（以下「生衛業」という。）の振興のための事業に対し助成することにより、生衛業の衛生水準の維持向上及び業界の活性化を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う生衛団体に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第2欄に掲げる経費（ただし、当該補助事業による収入があった場合はその額を除く。以下「補助対象経費」という。）の額(仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第3欄に定める率（以下「補助率」という）を乗じて得た額以下とする。
- 3 鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、事業開始の20日前までに行わなければならない。ただし、年度当初から事業開始するものについては、事業年度の4月1日までに交付申請を行うものとする。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、原則として20日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(着手届)

第6条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に該当する場合以外の場合とする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表の第4欄に定めるもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日までに行わなければならない。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項各号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号に準ずるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、鳥取県生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年10月31日から施行し、平成12年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年6月15日から施行し、平成13年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月13日から施行し、平成17年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年3月29日から施行し、平成18年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月27日から施行し、平成19年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年6月24日から施行し、平成21年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度の補助事業から適用する。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度の事業から適用する。

附 則

この改正は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度の補助事業から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、平成30年4月13日から施行し、平成30年度の補助事業から適用する。

(経過措置)

2 平成30年度に限り、別表第3欄の補助率は42／100とする。

附 則

この改正は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年5月1日から施行し、令和6年度の補助事業から適用する。

別 表（第 3 条、第 7 条関係）

1 補 助 事 業	2 補助対象経費	3 補助率	4 重要な変更
生活衛生関係営業の振興のために行う次の事業（複数の生衛団体が共催する事業を含む。） ア 後継者の育成に資する事業 イ 組合員の資質及び組合活動の向上に資する事業 ウ 消費者サービスの向上に資する事業 エ 組合員の持つ知識や技術等を生かすことで県民の生活衛生の向上や福祉の増進に資するとともに、生衛業を広く P R し振興につながる事業	報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料。ただし、補助事業による収入があった場合はその額を差し引いた額。（委託料については、県内事業者が施工（実施）するものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。）	33／100	ア 本補助金の増額 イ 本補助金の 2 割を超える減額

1 生活衛生関係営業の振興のために行う次の事業

ア 後継者の育成に資する事業

事業名	事業の内容	全体事業費	経費区分	対象経費	積算内訳

イ 組合員の資質及び組合活動の向上に資する事業

事業名	事業の内容	全体事業費	経費区分	対象経費	積算内訳

ウ 消費者サービスの向上に資する事業

事業名	事業の内容	全体事業費	経費区分	対象経費	積算内訳

エ 組合員の持つ知識や技術等を生かすことで県民の生活衛生の向上や福祉の増進に資するとともに、生衛業を広くPRし振興につながる事業

事業名	事業の内容	全体事業費	経費区分	対象経費	積算内訳

2 1の事業の合計額

全体事業費	補助対象経費	補助金額

3 事業全体の実施（予定）期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 他の補助金の活用の有無（有・無）

活用する補助金名	事業内容	問い合わせ先

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

5 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者）

※仕入控除税額を補助対象経費に含めることができる補助事業以外の場合については、記載しなくてもよい。

添付書類

補助対象経費に委託料が含まれる場合にあっては、施工（実施）業者の住所及び名称が確認できる書面

様式第2号（第4条、第8条関係）

〇〇年度鳥取県生活衛生営業振興事業収支予算（決算）書

1 収入の部 (単位：円)

科 目	本 年 度 予 算 額	前（本）年度 予（決）算額	比 較		適 要
			増	減	
合 計					

2 支出の部 (単位：円)

科 目	本 年 度 予 算 額	前（本）年度 予（決）算額	比 較		適 要
			増	減	
合 計					

番 号
年 月 日

様

職 氏 名 印

〇〇年度鳥取県生活衛生営業振興事業補助金交付決定通知書

年 月 日付 第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県生活衛生営業振興事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、 とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|----------|---|---|
| （1）算定基準額 | 金 | 円 |
| （2）交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、 とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県生活衛生営業振興事業補助金交付要綱（平成12年10月31日県生第369号鳥取県生活環境部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

鳥取県知事 様

報告者 住 所
名 称
代表者役職
代表者氏名 印

年度鳥取県生活衛生営業振興事業補助金仕入控除税額確定報告書

年 月 日 第 号により交付決定のあった鳥取県生活衛生営業振興事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について、次のとおり報告します。

記

- 1 交付された補助金等の額の確定額

金 円
- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円
- 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額

金 円
- 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）

金 円
- 5 添付資料

(1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類

(2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）

(3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

様式第 4 号 別紙（第 8 条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6 の計算方法や積算の内訳

（1）補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区 分						非課税仕入れ	合計
		課税仕入れ	課税売上 対応分	非課税売上対 応分	共通対応分		
経 費 の 内 訳	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

- （2）課税売上割合 〇〇％
- （3）補助金に係る仕入控除税額の計算方法